

令和4年度

高森町一般会計補正予算（第7号）
概要書

【緊急経済対策】高森町民一律給付金

- 緊急経済対策として、町民等向けに町独自の支援を行います。

【事業の目的】

新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、電力・ガス・食料品等の価格高騰による影響も踏まえ、『緊急経済対策』として全町民に速やかに給付金を支給することにより、家計を下支えし、負担軽減を図る。

【事業内容】

- ①高森町民一律給付金・・・町民一人当たり一律5万円を給付 (世帯単位)。

※令和4年12月1日時点で高森町に住所を有している者が対象です。

※支給は基本的に「口座振込」で行います。(1月下旬頃に開始予定)

→ただし、年内に受給を希望される場合、

令和4年12月19日(月)～23日(金)のみ役場にて「現金給付」を行います。

※持参物：記入済みの申請書、印鑑、本人確認書類(免許証・マイナンバーカード等)

※留意点：現金給付の代理申請は、18歳以上の世帯員のみ

【問い合わせ先】

- ①住民福祉課 福祉係 (62-2911)

事業費	補助額	一般財源
3億1,024万円	0円	3億1,024万円



【物価高騰対策】高森町事業所等支援給付金

●物価高騰対策として、町内事業所及び町出身学生向けに町独自の支援を行います。

【事業の目的】

電力・ガス・食料品等の価格高騰による影響を踏まえ、町内の各業種の事業所等に速やかに給付金を支給することにより、事業の継続を支援する。

【事業内容】

- ①高森町出身学生・・・町内出身で町外に住民票があり、専門学校・短大・大学等に進学している学生に対し1人当たり一律5万円を給付。
- ②商工業等・・・・・・一律10万円を給付。
- ③福祉施設等・・・・・・一律10万円を給付。
- ④農林畜産業等・・・・1経営体当たり5～20万円を給付。

※それぞれのメニューごとの要件等については次項参照

【問い合わせ先】

- ①教育委員会 学校教育係 (62-0227)、②政策推進課 商工観光係 (62-2913)、
- ③住民福祉課 福祉係 (62-2911) ・健康推進課 介護保険係及び国民健康保険係 (62-2910)、
- ④農林政策課 農林振興係 (62-2915)



事業費	補助額	一般財源
5,990万円	0円	5,990万円

【物価高騰対策】高森町事業所等支援給付金

●対象要件等

①高森町出身学生支援給付金

下記の要件を全て満たす者

- ・町内出身で平成15年4月1日以前に生まれた、通信課程は除く各種専修・専門学校、高等専門学校、短期大学、高等専門学校、大学及び大学院に在学している者。
- ・町外の住民基本台帳に記載されている者
- ・高森町の住民基本台帳に記載されている扶養者※がいる者

※扶養者は父母、祖父母、養母等の親権者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する里親等で、令和4年12月1日現在において、高森町の住民基本台帳に記載されている者。

（その他）交付申請には、学生であることを証明する書類の写しが必要。

⇒在学証明書、又は在学が確認できるもの。ただし、本年度入学した学生は合格証明書も可。

②商工業等支援給付金

本町内に本店又は本所を有する事業者で、令和3年度の当該事業による売上が50万円以上あること。

（その他）交付申請には、申告書等の写しが必要。

③福祉施設等支援給付金

通所介護、訪問介護、訪問看護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、有料老人ホーム、障害者支援施設、児童養護施設、障害者就労支援事業所、児童発達障害事業所、日中一時支援事業所、相談支援事業所、保育施設、一般診療所、歯科診療所、薬局 等

（その他）交付申請には、事業所届の写し及び令和3年度収支決算書の写しが必要。

④農林畜産業支援給付金

認定農業者以外：5万円、認定新規就農者：10万円、認定農業者：（個人）10万円、（法人）20万円、

林業経営体：（個人）10万円、（法人）20万円

（その他）認定農業者以外は、昨年の販売額が50万円以上ある者が対象。

※②～④について重複する事業所においても、いずれか一つのメニューしか受領できません。

ふるさと応援農地耕作条件改善事業

●耕作に支障をきたす未整備の農道を整備します。

【現状と課題、事業の目的】

近年、農業機械等の大型化が進み、従来の農道では狭小となっていることに伴い、やむを得ざる耕作放棄地となる農地も増加している。

⇒未整備の農道を整備することにより耕作条件の改善を図り、耕作放棄地の解消にも繋げるため、狭小農道の拡幅かつ未舗装農道の舗装を実施する。

※ふるさと納税の用途意向に沿った「産業施設」に合致する事業

【事業内容】

町が示した条件に合う農道を選定し、工事を実施。

(R3に実施した**モデル事業の横展開**)

【事業主体】 地元管理組合等

【主な対象条件】

- ・ 受益面積1ha以上（特定農山村地域では0.5ha以上）
- ・ 関係耕作者数2戸以上
- ・ 耕作放棄地解消の場合は施工後5年間の耕作者の確保及び当該地で営農する旨の確約が得られること (耕作放棄地解消補助事業あり)
- ・ 関係者等の全ての承諾が得られていること



事業費	受益者負担	ふるさと応援寄付金	町負担
900万円	90万円	810万円	0円

ふるさと応援観光客等安全対策臨時補助金事業(追加分)

- 急激な観光客等の増加により、緊急的に安全対策が必要な整備に係る経費を助成します。

【事業の目的】

ふるさと納税の使途意向に沿った「防災・観光対策」に合致する事業であり、地域経済を支える観光の本格的な復興の実現に向けて、町内の地域住民が自ら連携して、観光客等の安全を確保することで交流人口及び観光入込客の増加を図る。

【事業内容】

観光客等の安全を確保するための整備や計画、設計に要する経費、その他整備に要する経費に対して10/10を助成する。

※アフターコロナ時に急激な観光等の増加が見込める地域(場所)を複数箇所選定する。

【事業対象者】

- ・高森町に活動拠点を有していること
- ・団体としての活動実績が1年以上あるもの
- ・町民の5人以上が構成員となっていること
- ・営利、政治又は宗教に関する活動を目的としないこと



事業費	ふるさと応援寄付金	町負担
600万円	600万円	0円

復旧・復興防災道路進入路整備事業

- 町道西原・日ノ尾峠線の取付道路を整備するための測量・設計を行います。

【事業の経緯】

前原地区は、平成24年九州北部豪雨により、根子岳からの濁流に伴い甚大な被害を受けた。そのため、集落への濁流の侵入を防ぐとともに自然災害発生時に緊急避難道路として機能するための道路として大型水路を併設した防災道路を整備した。（西原・日ノ尾峠線）

本路線は、事業着手から6年間という早期完成を果たした半面、里道等の進入路が寸断された箇所があることから、今回整備を行うもの。

【事業内容】

- 町道西原・日ノ尾峠線（防災道路）沿線進入路整備
- ・進入路3箇所（L=178.5m）
 - ・橋梁設計1橋



事業費	補助額	一般財源
700万円	0円	700万円

町民体育館事務所天井修繕

- 町民体育館事務所の天井を改修します。

【現状と課題】

町民体育館の雨漏りについては長年の懸念事項であるが、今年9月の台風の影響もあり、事務所天井の雨漏りが酷くなっている。⇒現在、内部天井板の落下などの危険性がある状態であり、パソコン、非常用設備、プリンターなどの電子機器があることも含めて、早急な対応が必要である。

【これまでの検討】

令和3年12月17日付けで「高森町公共施設あり方検討協議会」より、町民体育館については、大規模な改修工事は実施せず、状況に応じた雨漏り対策等を講じるという答申が出ている。



事業費	補助額	一般財源
87万円	0円	87万円